



「水道水 まちのすみまで 未来まで」

第47回 水道週間(6月1日~7日)

松前町では、上水道が町内の一部に給水を開始してから52年になります。今日では、ほとんどの地区で給水が可能となっており、住民の暮らしに欠くことができない基盤施設となっています。

水道週間にあたり、この身近な水道について、いま一度、見つめ直してみませんか。

安心でおいしい水をお届けするために

松前町の上水道は、水源として良質な地下水を利用しているため、ミネラル成分を適度に含んだおいしい水で、安定した水質と水量を維持しています。今後、環境の変化による水質の悪化が懸念されますが、町では水道施設の新設・改良を順次行い、さらに快適で豊かな水をお届けできるよう取り組んでいます。

水道料金は何に使われるの

上水道は、法律の定めにより公営企業として独立採算制により経営されています。そのため、水道課は役場の中でも独立した組織となっています。水源地からご家庭に水をお届けする各種施設の建設や維持管理に要する費用、従事している職員の給与など水道事業に要する経費は、ほとんど水道料金で賄われており、町の税金は一切使われていません。

漏水していませんか

家中のじゃ口を全部閉めて、水道メーターのパイロット（銀色の丸いもの）が少しでも回っていたら漏水の疑いがあります。水道メーターはときどき見る習慣をつけてください。じゃ口の故障とか漏水を発見したら、止水栓をまわして水を止めて、松前町指定給水装置工事事業者か修理センター（松前町管工事業協同組合）へ修理をお申込みください。止水栓はメーターボックスの中か、道路と宅地の境にありますので、ぜひ、一度確認をしておいてください。



パイロット

水道課の漏水修理範囲

分水栓からの給水装置は所有者の財産ですが、サービス向上の観点から、宅地内でも止水栓手前までを水道課の漏水修理の範囲とします。

水道メーターの検針について

検針員が毎月20日前後に検針にお伺いします。検針は漏水のお知らせなど用があるとき以外は、特にお断りなく敷地に入りメーターを確認させていただきます。

[検針時のお願い]

- ・メーターボックスの上に物を置かないでください。
- ・犬はつないで、メーターボックスからはなしてください。

問い合わせ

役場水道課 ☎985-4133